

医療救護に関する協定

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡市静岡医師会（以下「乙」という。）及び社団法人静岡市清水医師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し医師、看護師等（以下これらを「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに医療従事者を甲の指定する災害対策本部及び救護所に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ医療従事者を災害対策本部及び救護所に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により医療従事者を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療従事者の職務）

第4条 医療従事者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の救護病院への収容指示
- (3) 死体の検案
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要と認められる処置

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する医療従事者の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（医療従事者の輸送等）

第6条 甲は、乙及び丙が派遣する医療従事者の移動及び通信手段の確保その他の乙及び丙の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 乙及び丙が派遣する医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（実費弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した際に、医療従事者が携行した医薬品等を使用した場合の実費は、甲が負担する。

(損害補償)

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

(細目)

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市葵区東草深町3番27号
社団法人 静岡市静岡医師会
会長 勝又正孝

丙 静岡市清水区渋川二丁目12番1号
社団法人 静岡市清水医師会
会長 池田米繁

医療救護に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡歯科医師会（以下「乙」という。）及び社団法人清水庵原郡歯科医師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し歯科医師の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師を甲の指定する災害対策本部及び救護所に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ歯科医師を災害対策本部及び救護所に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により歯科医師を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した歯科医師の派遣は、甲の要請に基づく歯科医師の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（歯科医師の職務）

第4条 歯科医師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者に対する救護活動
- (2) 口腔ケア等の歯科保健活動
- (3) 身元確認のための歯牙鑑定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要と認められる処置

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する歯科医師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（歯科医師の輸送等）

第6条 甲は、乙及び丙が派遣する歯科医師の移動及び通信手段の確保その他の乙及び丙の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 乙及び丙が派遣する歯科医師が使用する医薬品等については、当該歯科医師が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（実費弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した際に、歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の実費は、甲が負担する。

（損害補償）

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺信宏

乙 静岡市駿河区曲金三丁目3番15号
一般社団法人 静岡市静岡歯科医師会
会 長 片山貴之

丙 静岡市清水区渋川二丁目12番1号
一般社団法人 静岡市清水歯科医師会
会 長 本間義章

医療救護に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡市薬剤師会（以下「乙」という。）及び清水薬剤師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師を甲の指定する災害対策本部、救護所及び救援医薬品等集配センター（以下「災害対策本部等」という。）に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ薬剤師を災害対策本部等に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により薬剤師を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した薬剤師の派遣は、甲の要請に基づく薬剤師の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（薬剤師の職務）

第4条 薬剤師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 災害対策本部等における医薬品の仕分け、管理

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する薬剤師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙及び丙が派遣する薬剤師は、甲が準備した医薬品等により医療救護活動を行うほか、甲の要請により乙及び丙の医薬品等を供給するものとする。

（実費弁償）

第7条 前条の規定により、乙及び丙が派遣する薬剤師が供給した乙又は丙の医薬品等の実費は、甲が負担する。

（損害補償）

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市駿河区小黒一丁目4番4号
社団法人 静岡市薬剤師会
会長 石川幸伸

丙 静岡市清水区渋川二丁目12番1号
清水薬剤師会
会長 小鷹和美